

単独処理浄化槽を使用している皆様へ

合併処理浄化槽への転換のお願い

裾野市生活環境課

1 身近な水環境を守るために

私たちが、台所、洗濯、風呂、トイレなどから流す生活排水は、下水道や合併処理浄化槽などの排水処理施設により、きれいな水に処理された後、河川などに放流されています。しかし、単独処理浄化槽は、台所、洗濯、風呂などの生活雑排水を処理できないため、河川などの水質悪化の原因となっています。



不快なおい



白く濁る



洗剤で泡が立つ

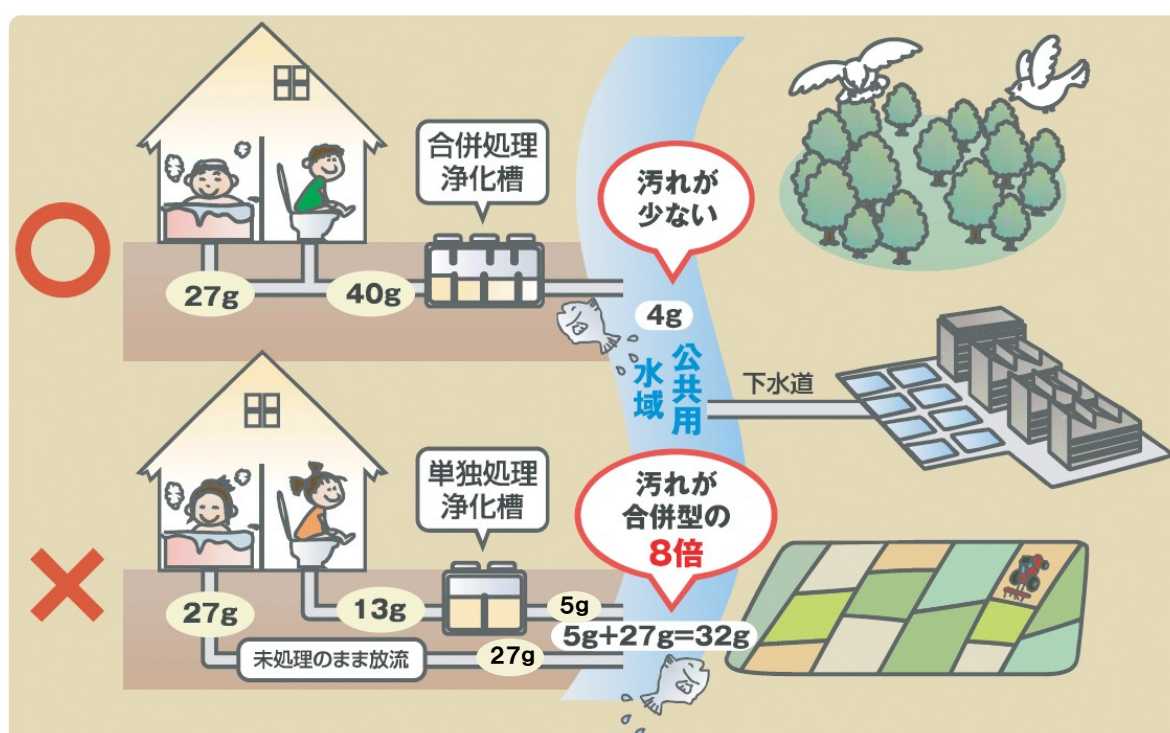
出典：環境省発行小冊子「浄化槽を使って、身近な水をきれいにしましょう！」

2 合併処理浄化槽を使いましょう

一人一日当たりの生活排水の汚濁物質(BOD 量)は 40gとされています。合併処理浄化槽は、この汚れを 90%以上取り除くことができ、単独処理浄化槽と比べると、河川などに放流する汚れの量を8分の1まで少なくできます。

環境にやさしい合併処理浄化槽へ転換し、身近な水をきれいにしましょう！

※下水道供用済み区域にお住まいの方は、下水道への接続をお願いいたします。



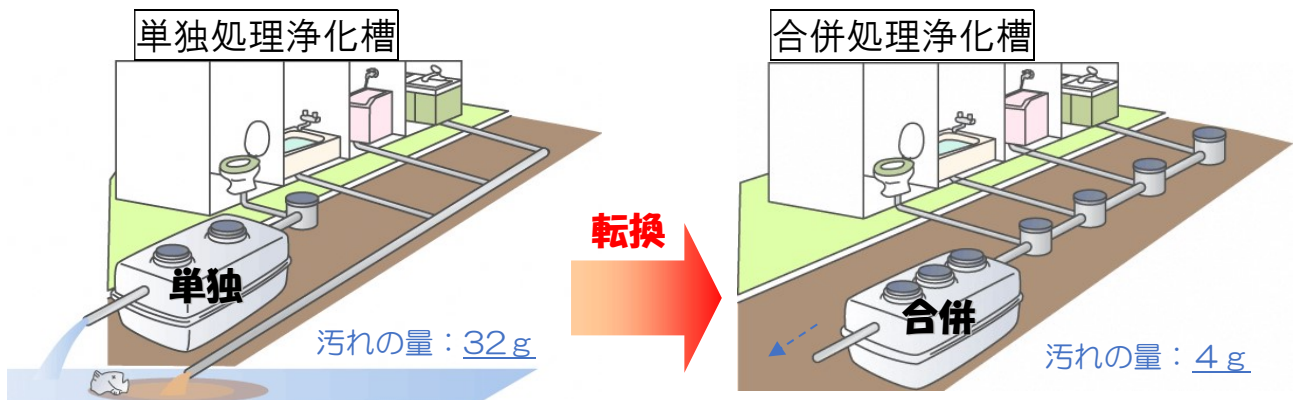
出典：環境省発行小冊子「浄化槽による地域の水環境改善の取り組み」

3 合併処理浄化槽への転換に対しての補助制度があります

市では、対象地域の合併処理浄化槽への転換に補助金を交付しています。水環境を守るため、積極的に転換しましょう。なお、住宅の建築等に伴って浄化槽を設置する場合（建替えに伴う入替えを含む）は補助の対象外となりますので、ご注意ください。



人槽	補助金額
5 人槽	330,000 円
6～7 人槽	414,000 円
8～10 人槽	546,000 円



出典：環境省浄化槽サイト「自然にやさしい浄化槽のひみつ」

4 適切な維持管理を行きましょう

浄化槽は、微生物の働きにより汚水を浄化しています。浄化槽の機能を十分に発揮させ、汚水を処理するためには、適切な維持管理が必要不可欠です。浄化槽を使用している人は、浄化槽法で義務付けられた清掃・保守点検・法定検査を必ず行ってください。

保守点検（年3～4回以上）

浄化槽の運転状況の点検や各設備の調整、修理、消毒薬の補充など浄化槽を正常に機能させるための作業を行います。

【依頼先】

県の登録業者
※県ホームページ参照



浄化槽法第10条

清掃（年1回以上）

浄化槽内にたまった汚泥・スラムなどが一定の量を超えると浄化槽の機能が低下するため、それを引き抜き、浄化槽内を洗浄します。

【依頼先】

西・東・深良地区
▶山水総業
TEL 055-992-1561
富岡・須山地区
▶富士クリーンサービス
TEL 055-997-6100

浄化槽法第10条

法定検査（年1回）

浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、きれいな水が放流されているかを確認するため、水質検査などを行います。

【依頼先】

（一財）静岡県生活科学
検査センター
TEL 054-621-5030

浄化槽法第7条・第11条

問い合わせ 裾野市生活環境課 電話 055-995-1816